陶祖 800 年祭記念事業を募集!

陶祖 800 年祭をいっしょに盛り上げよう!!

1. 趣旨

瀬戸市では、平成24年度から陶祖800年祭を通して、「陶祖」である加藤四郎左衛門景正を顕彰する事業の展開や、陶祖800年祭記念事業に積極的に取り組んできました。

このことにより、やきもののまちに住む私たち市民にとっては、先人から贈られた文化や技を学び、陶祖藤四郎の偉大さや尊さを再認識し、わがまちの良さを認識し、誇りに思い、自信を深め始め、次世代にやきもののまち瀬戸を引き継ぐきっかけになったものと思います。

陶祖 800 年祭実行委員会では、陶祖 800 年祭を機に、陶祖の偉業をあらためて顕彰し、陶祖・陶祖 800 年祭を後世へ引き継ぐ取り組みを募集します。

この記念事業により、陶祖800年祭が市民の皆さんに広く理解され活用されることにより、心豊かで活気のある「陶都瀬戸」の創造に寄与することを願っています。

2. 補助対象団体

5 人以上で構成され、1 人以上が市内在住者であり、下記の(1)から(2)のいずれかに該当する団体を対象とします。

- (1) 市内に活動拠点がある団体又は企業
- (2) 陶祖800年祭実行委員長が対象として特に認める団体又は企業
- ※特定の個人、政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと
- ※暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

3. 対象記念事業ガイドライン

対象となる記念事業は、概ね次に掲げるガイドラインとします。

- ・陶祖・陶祖800年祭を後世に伝える・繋げる事業であること
 - 例) 陶祖 800 年祭を記念した記念講演会開催、陶祖に関する調査研究の実施・勉強会開催・記念書籍の発行等、陶祖・陶祖 800 年 祭の情報発信 など
- ・補助金交付決定日から平成27年3月31日までに実施される事業であること
- ・平成25年度に陶祖800年祭記念事業補助金を受けた事業でないこと
- 市民等自らが企画し、実施する事業であること
- ・陶祖800年祭や瀬戸市の魅力を内外にアピールできる事業であること
- ・他から補助金、助成金、負担金がない事業であること
- ・記念事業の実施場所は、瀬戸市内・外は問いません

4. 対象記念事業種類

- (1) 陶祖800年祭に合わせ期間中に開始する新しい事業
- (2) 例年実施している事業で、期間中に拡大して実施する事業

ただし、次の事業は対象としません。

- ・住民の交流行事など親睦会を目的とした事業
- ・日ごろの活動の発表会等
- ・従来から実施しているイベント・講演会等
- ・陶祖800年祭や瀬戸市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- ・法令及び公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業
- ・政治活動、宗教活動、又は思想活動を目的とする事業
- ・特定の個人又は団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- ・暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- ・他から補助金、助成金、負担金等がある事業
- ・補助金額のほとんどを委託料等で支出する事業
- ・その他、陶祖800年祭実行委員会委員長が著しく不適当であると認める事業

5. 補助内容

- (1)補助総額:陶祖800年祭実行委員会予算の範囲内
- (2) 1 事業に対する補助額は30万円以内。(補助率:10/10以内)
- (3) 補助申請の対象となる経費

補助対象経費項目

※補助対象事業に対する経費のみ対象

① 賃金 事業実施のために雇った活動スタッフ等(アルバイト含む。)の人件費

② 報償費 講師、専門家、出演者等への謝礼等

③ 旅費	講師等、会議や打合せのための交通費等(宿泊費は市内の宿泊に限る。交通費の支給は原則実費とする。)
④ 消耗品費	事務用品や資料等の購入費
⑤ 印刷製本費	チラシ・ポスター・看板作成等の広報宣伝用、プログラムの印刷費等
⑥ 保険料	ボランティア保険、行事保険、楽器・作品搬送保険料等
⑦ 修繕料	楽器修繕、書籍修繕、衣装修繕等
⑧ 広告料	TV・ラジオ・新聞等での宣伝・広告費
9 委託料	会場設営費、看板作成・設置費等
① 使用料及び賃借料	会場使用料、機材等の借上げ料等
⑪ その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費 (ただし、事前に協議し委員長が必要かつ適切と認めたものに限る。)

- (4)補助申請の対象とならない費用
- ①飲食費、接待交際費
- ②商品券等の金券の購入費
- ③備品の購入費
- ④団体の事務所等を維持するための経費(例)団体の事務所の家賃や光熱水費
- ⑤団体の経常的な運営に関する経費 (例)加入団体への会費や総会費用
- ⑥団体の構成員に対する人件費、謝礼 (例)事務員の人件費、謝礼
- ⑦領収書等により、交付決定団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- ⑧その他、補助対象事業に直接関係のない経費、委員長が社会通念上適切でないと認めた経費等

6. 支援内容

記念事業と認められた事業には、希望により下記の支援が受けられます。

・広報せとや実行委員会ホームページへの記念事業PRの掲載 *記念事業と認められた事業は、必ず「陶祖800年祭記念事業」などの冠名とロゴマーク及びマスコットキャラクターを印刷物等に掲載していただきます。

7. 補助対象期間

補助金交付決定日から平成27年3月31日(火)の間に実施する事業を対象とします。

8. 申請用紙の配布

配布開始 平成 26 年 6 月 15 日 (日) から

配布場所 瀬戸市文化課(文化センター内)、市役所1階市政情報コーナー、各支所

※陶祖 800 年祭ホームページ(http://www.touso800.jp/)からもダウンロードできます。

9. 応募期間

平成 26 年 6 月 15 日(日曜日)~平成 26 年 7 月 15 日(火曜日)〈必着〉 ※郵送不可 (7 月 8 日(火)を除く)午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

10. 応募方法とお問合せ先

・応募される団体は、指定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付して陶祖 800 年祭実行委員会事務局(文化センター内文化課)へ持参により申請ください。

11. 補助記念事業の選考

上記の対象記念事業ガイドラインに基づき、陶祖 800 年祭実行委員会で審査、選考します。

*選考の際に、事務局より電話等にてヒアリング調査をする場合がありますのでご協力ください。

12. 選考結果

選考結果の通知は、平成26年7月下旬(予定)に事務局から応募団体へ文書にて通知いたします。選考に関するお問合せについてはお答えできませんので、ご了承ください。

13. 個人情報について

陶祖 800 年祭記念事業で取得する個人情報につきましては、補助団体決定の選考に必要な範囲で利用し、陶祖 800 年祭実行委員会が責任を持って厳格に管理を行い、担当事務局及び実行委員会以外の第三者に提供することは ありません。

[応募先・お問合せ先]

陶祖 800 年祭実行委員会事務局(瀬戸市文化センター内文化課)

〒489-0884 愛知県瀬戸市西茨町 113-3 電話:0561-84-1093 Fax:0561-85-0415

URL: http://www.touso800.jp/